

農地法第4・5条許可・届出  
-農地を農地以外に転用するとき-

久御山町農業委員会

添付書類	4条		5条		摘要	
	届出	許可	届出	許可		
☆ 申請書	1	2	1	2	実印を押印	
印鑑登録証明書・印鑑証明書	1	2	1	2	申請者双方必要	
土地の登記事項証明書	1	2	1	2	全部事項証明書に限る	
登記事項証明書と印鑑証明書の住所が異なる場合	住民票謄本、戸籍の附票等	1	2	1	2	住所の繋がりが確認できるもの
付近見取図	1	2	1	2		
公図の写し	1	2	1	2		
土地利用計画図（用排水計画を明示のこと）	1	2	1	2	転用目的が駐車場の場合は、区画割りと進入路を記載。資材置場の場合は、進入路とどこに何を置くのか記載。	
工事工程表	1	2	1	2		
☆ 誓約書	1	2	1	2	実印を押印	
申請地が土地改良区域内にある場合	土地改良区意見書		2		2	
	申し入れ事項の写し		2		2	
	決済金領収書の写し	1		1		
☆ 隣接農地の同意書		2		2	認印でも可	
資金証明書		2		2	残高証明書、融資証明書等	
転用事業に要する経費の証明		2		2	工事見積書等	
☆ 代理申請の場合	委任状	1	2	1	2	代理人が申請する場合
☆ 法人申請の場合	法人登記事項証明書	1	2	1	2	
	定款又は寄付行為の写し		2		2	
	意思決定機関議事録の写し		2		2	
単独申請の場合	則10条1項各号のいずれかに該当することを証する書面			1	2	
☆ 関係権利者がいる場合	小作権者同意書又は18条許可書、地上権者等同意書	1	2	1	2	実印を押印
	里道・水路等管理権者等同意書		2		2	町・土地改良区以外が管理の場合
	仮登記・抵当権に対する同意書	1	2	1	2	認印でも可
☆ 転用事業に資格・免許が必要な場合	転用事業に必要な資格・免許の写し		2		2	建設業許可通知書・宅建業免許証・砂利採取業者登録の写し等
☆ 転用目的が資材置場・駐車場の場合	資材・材料置場設置計画書・露天駐車場設置計画書		2		2	実印を押印
	現有資材置場・駐車場利用状況調査及び現況写真		2		2	
☆ 他法令の許可等が必要な場合	他法令許可等の手続き状況を確認する書類		2		2	水路占用許可書の写し等
☆ 都計法29条の許可が必要な場合	開発許可書の写し			1		

- ※ 許可申請の場合は、毎月20日締切（土日祝日の場合はその前日）、総会翌月5日（土日祝日の場合はその翌日）
- ※ 届出の場合は、受付後おおむね2週間で受理通知書を発行します。
- ※ ☆印については、当町農業委員会に用紙があります。
- ※ 数字は提出部数。複数部を提出する場合、1部が原本で残りはコピーで構いません。なお、提出する証明書は発行から3ヶ月以内の物を用意してください。40,000㎡以上の許可申請の場合は、3部提出してください。
- ※ 原本還付をご希望の場合は、窓口で原本確認しますので原本を持参してください。なお、許可申請の場合は原本還付できません。
- ※ 必要に応じて、記載した以外の添付書類を求める場合があります。
- ※ 複数の土地改良区の区域内となっている場合がありますので、必ず下記の全ての改良区に確認をお願いします。

巨椋池土地改良区：Tel.0774-22-1101

城西土地改良区・佐山土地改良区：Tel.075-631-1202